東京データプラットフォーム コンプライアンス指針

目次

1.	関係法令等の遵守	3
	コンプライアンス体制	
	コンプライアンス研修	
	内部通報窓口の整備	

東京データプラットフォーム コンプライアンス指針

東京データプラットフォーム運営組織(以下「東京都」といいます。)がその事業を適切かつ円滑に遂行するためには、東京都におけるデータの取扱いに関する、都民ひいては国民からの信頼確保が不可欠です。そこで、東京都が行う事業に関連する法令及びガイドラインはもちろん、社会倫理などを遵守するための行動規範として、本コンプライアンス指針を定めます。

1 関係法令等の遵守

東京都は、データプラットフォーム事業の重要性はもちろん、データ提供者、データ利用者、データ主体など、多様なステークホルダーの存在を認識し、規範意識を強く持ち、以下を含むデータプラットフォーム事業に関連する各種法令等を遵守します。

- (1) 個人情報及びプライバシーの保護に関する法令・ガイドライン
- (2) 各種情報・データの適正な取扱い又は管理に関する法令・ガイドライン
- (3) 知的財産・不正競争防止に関する法令・ガイドライン
- (4) 公正な競争の阻害を防止するための法令・ガイドライン

また、東京都が定める各種規程類、各ステークホルダーとの間で適用される規約等のルールも遵守します。

2 コンプライアンス体制

東京都は、組織の運営に関して、外部の有識者から適宜意見を伺いながら、データプラットフォーム事業の適正な運営を図ります。また、東京都による適切なデータの取扱いを 担保するために監査を実施します。

3 コンプライアンス研修

東京都は、データプラットフォーム事業に関係する法令や規程類等のルールが多岐にわたることに鑑み、各従事者のコンプライアンス意識を向上させるため、データプラットフォームに関わるコンプライアンス研修を実施します。 前記1(1)から(4)までに挙げた関係法令等も含め、主として個人情報・プライバシー保護、情報の適切な取扱いに関する法令、知的財産権の保護、ハラスメントの防止などの具体的なテーマを取り上げ、知識の定着とコンプライアンス意識の向上に努めます。

4 内部通報窓口の整備

東京都は、法令違反や各種規程類への違反など、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、それらの問題を相談・通報できる窓口を組織内に設置しています。この窓口では、相談者・通報者のプライバシーが厳守され、通報・相談したことが不利益にならないよう

にいたします。

【附則】

本指針は、令和5年11月22日から施行します。